

平成 23 年度 湖南市立図書館第 3 回図書館協議会 会議記録

- 開催日時 平成 23 年(2011 年)12 月 10 日(土) 午前 10 時 5 分~12 時
- 開催場所 湖南市立甲西図書館 2 階 集会室
- 出席者 図書館協議会委員 10 人 欠席者なし
図書館事務局 5 人
- 傍聴人 1 人
- 議事
 - 1.図書館運営に関する検討課題
 - 2.指定管理者制度導入についての検討について
 - 3.図書館法改正に係る、湖南市図書館条例の改正について
 - 4.その他
 - ・図書館協議会会議録の公開について

(*配布資料は HP では省略。資料は甲西図書館、石部図書館の郷土資料コーナーにおいてある「図書館協議会」のファイルに添付しています。)

事務局：[開会のあいさつおよび傍聴についての確認]

[傍聴人 1 名入室]

事務局：[今回の協議会の配布資料確認]

会長:[あいさつ]

[館長挨拶]

■議事

館長	<p>[議事 1 図書館運営に関する検討課題(資料 2) について説明する。以下は資料に書かれていない部分から]</p> <p>『歌人 河野裕子~ふるさと石部時代~展』では、資料収集も不十分なまま始めたが、1 ヶ月と期間が長く、展示期間中に来館者から新しい情報が集まり、展示できる資料もふえ、進化する展示だった。本来展示期間中の最初と終わりで展示物が変わるのをおかしいが、資料収集という目的をもった展示企画だった。</p> <p>こういったことを続ければ、市史編纂室を立ち上げて新たな経費がかかるとしても、館長が室長を兼務することができ、人件費は節減される。こういった新たな(地域資料収集や市史編纂という)サービスを担うには、(図書館が)直営でないと難しい。</p> <p>次回の『糸賀一雄と近江学園展』も、以前開催した『青木泰三展』にしても展示することで地域資料を集める「進化する展示」をすすめることで収集をはかりたい。資料庫としては西庁舎の議場を使うことで新たなハードウェアの費用負担を最小限にすることを提案したい。</p> <p>こういう流れで今年度はまとめながら、第二次行政改革大綱に対するすり合せにもこの資料を用いたい。指定管理者制度については次の項目で説明する。</p>
----	---

会長	ただいま、主として議題の 1 と 2 の項目について事務局から説明があった。図書館運営に関する検討事項については、第 2 次湖南省行政改革についての提言書が平成 23 年 2 月に出されている。8 月には改革大綱の策定が出された。その結果、これからの図書館の運営のありかたについて見直すということで、検討課題について回答する必要がある。その内容は 1.市内に 2 つの図書館があることの必要性、もう一つは直営に固執することなく、指定管理者制度を導入した場合との比較、この 2 点について回答することが必要。それに対応することとして、議題 1.2 が、図書館として検討した結果である。昨年度に続き、図書館に民営化はなじまないからという理由だけで指定管理者制度に反対するのではなく、市民にとって文化・教育の面から図書館の直営が必要だという話し合いをすすめてきた。一部の委員だけではなく、委員全体の意見を反映させるべくすすめてきた。提言書を受けて策定された第二次行政改革大綱に対して館長が回答される内容も含めて、検討事項として館長からお話があった。図書館協議会として、この機会にご意見があれば十分に検討してほしい。
委員	では、議題 1 について、進化する企画展示はネーミングも名前も良い。資料 2 の 2 段落 3 行目の図書館の役割というところで、人と人、人と地域をつなぐ図書館という部分はとても大切だと思う。
館長	それはまた図書館の新たなサービスのもう一つの部分として、学校・地域を結ぶ。
委員	湖南省は他の地域に比べて(学校と図書館との連携は)先進的である。そこも売りではないか。
会長	制度的ボランティアまでいなくても、(図書館の)コーディネーターとしての機能が活かされている。
委員	学校に(コーディネーター的役割に関わる事業に)民間事業者が入るのは困る。文部科学省の指定事業として、湖南省が継続的に行ってきた事業内容を、よく知っている職員がいることで、より機能的な事業となっている。そのことをどこかに項目として入れてはどうか。
館長	「地域と学校を結ぶ役割もはたしている」ということで次回までに入れたい。それも先にご指摘があった、人とひと、人と地域を結ぶ図書館の役割だと思う。
委員	湖南省の第二次行政改革大綱が策定され、その中で図書館については、2 館体制と指定管理者制度という大きく二つのことが書かれていて、図書館運営に関する検討事項が上がっているが、今後の図書館協議会のあり方、進め方としてはこの問題について考え方をまとめて出さなくてもいいのか。
館長	協議会ではなく、私が提出する回答に対して、皆様のご意見をお聞きしている。第二次行政改革大綱は提言を受けて市が策定したものだが、指定管理者制度の導入や 2 館体制の廃止をうたっているわけではない。指定管理者制度が図書館になじまない、2 館体制が必要というのなら、その理由が必要。世間一般に言われる「(図書館には指定管理者制度は)なじまない」というだけでは通用しない。
委員	図書館協議会は市長や議会に対して行動しなくもいいのか、協議会の位置づけとは。
館長	市長や議会に対して直接やりとりしてもらうのではなく、館長が市議会など、市の内部でやりとりする時に、皆さんに諮問してご意見を伺うための協議会。
委員	あれもこれもやっているという以前に、新たなサービスの前に、第一資料として、どこの図書館でもやっているサービスの図があり、印を変えて、『現時点で既に湖南省はここまでやっている』→

	そしてさらに今回のアイデアが含まれているこれから 1~2 年の間にここまでやる、あるいは 4 月から既に着手している』という 3 段階の概念だけの資料が 1 枚あるとよいのでは。今の資料だと見た人が探さなくてはいけない。時間がないときのプレゼンでは、あれもこれもやっていますというよりも、世間一般の図書館はこのサービスで、湖南省はここまで伸びててまだまだ進化しますという資料が 1 枚あるとプレゼンしやすい。
委員	資料 2 の 2 つめの◆の第二次行政改革大綱策定に関して、下から 3 行目に「経費負担の比較を行い、効率的であるならば指定管理者制度活用をとある」が、効率という部分が数字で明確に出るといいのだが、図書館はもともと非効率的な面がある施設である。そこを押さえたうえで、図書館を公が責任をもって運営することの必要性や図書館の理念を専門家のご意見をうまく引用して、理念を他の人にも説明したほうがいいのではないかと。理念を押さえておかないと、この文面だけ見ると、効率面だけで論じられてしまう危惧がある。皆さんもそこを押さえたうえで、専門家の書いた資料を読み解く必要があるのでは。
委員	配布された資料に、映画『村の婦人会』活用事業・共生舎なんてん紙芝居と上映会とあるが、婦人会の資料が何かこちらにあるのか。
事務局	昭和 30 年ぐらいの婦人学級の映像資料が残っている。
委員	合併で湖南省になった時、甲西では婦人会に幕をおろしたが、石部では 30 人ほどで活動を続けている。旧甲西では婦会はなくとも資料は中央まちづくりセンターに残っているのに、旧石部の婦人会では、合併時にすべて資料を廃棄してしまった。湖南省の婦人会活動を、さかのぼって、先輩たちがこんな活動をしていたという展示もしたいという企画を役員が持ち上げたが、個人にあたるしかなく、役員が終われば資料も廃棄するのでさかのぼって収集するのは難しい。石部の婦人会は 50 年の歴史があるのに、当時作ったパンフレットはあってもその時使った写真や役員名簿などは一切ない。それを知った時に、郷土資料を個人で保存するのは難しい。公が管理してくれるシステムが必要。旧甲西町の婦人会はなくなったが資料だけはある。それを見る方法があれば、現在の活動が先輩からつながっているという勇気づけになると思う。
館長	婦人会だけでなく、郷土資料は個人で持っている方から、提供をお願いして収集することと、それをどう閲覧・提供していくか、図書館だけの問題ではなく、市の財産をどう残していくかという新たな分野の問題。図書館として、そういう部分で手をあげていきたい。
館長	三雲村の資料は合併後も区が受けて残してきた。岩根村の資料は昭和の大合併の時に河原で焼却された。
委員	そういう資料の収集・保存を先頭にたってどこがやるか。市の行政の中で位置づけがはっきりしていないのなら、図書館が手をあげればいい。
館長	第二次行政改革でもどこも提案していない。行政のそれぞれの仕事で必要だといわれ、探し回るが誰も提案しない点に着眼した。というか、図書館ではまだ自治会の広報など、ある程度の資料を持っていた。それでも少ないが、図書館が唯一の持ち場。総務課や生涯学習課などが持っている分も、どこかで集めないといけない。分類や閲覧などという部分では、これまでの図書館のノウハウを活かしてほしい。長年図書館で働いている職員には得意分野なので、そこで手をあげたい。また、人事が硬直化している部分もあるので、ポストづけもしたい。
委員	これからの図書館の役割として大きく外に出していける部分だと思う。

委員	資料の収集については、(図書館法にも)明記されている。図書資料だけでなく、郷土資料も対象。
館長	古い資料はないというが、山中慎介さんの資料では、『将来世界チャンピオンになりたい』と書かれた中学校時代の文集が後援会に1冊残されている。複製を行政でも残したい。
委員	そういった資料は50年、100年後に生かされる。
委員	一般的に民間委託や指定管理者制度は図書館になじまないというが、その理由は。
館長	図書館法に図書館利用の無料原則があるため、民間業者が頑張っても利益を上げて運営資金にあてることはできないのでなじまないということが一般に言われている。けれどもこれまで司書を確保できていなかった自治体では、指定管理者制度によって確保できたという自治体もある。滋賀県では(直営で)確保できている自治体が多いが、過疎地域などでは難しく、全ての自治体でなじまないとは言いきれない部分がある。
会長	合理化というと、経費・もの・人から言うが、総論ありきで、ごみや環境と同じように文化・教育を論ずるのは問題があるのではないかと思う。指定管理者は図書館にはなじまないと思う。しかし行革大綱ではとにかくゼロベースからやるということ。大綱ではベストバリューということが言われる。価値あるサービスと言われている。そこを押ししていくべき。
委員	前回の図書館協議会の、指定管理者制度に関する資料では、湖南市立図書館はこれだけ頑張っていて、指定管理者制度に出すよりも経費は安いとなっている。そこで私たちが指摘したのは、それでは、経費・効率から直営と指定管理者制度を比較するという、行革と同じ土俵の上によって、今のほうが経費が安いと言っているのではないかということ。図書館とはもともとそういった(経費や効率といった)ベースで話す施設ではないという資料を出していかないといけないのではないか。
委員	資料2の2つめの◆の「」部分は大綱の引用で、それを認めたわけではなく次のページで図書館としては反論しているということですね。
委員	大綱にのっとった資料にならないよう、気をつけないといけない。
委員	図書館運営に関する検討課題(資料2)の2pにある「◆図書館施設のハード面からの検証について」の説明では、最終的には3つほどのパターンで検証していくということだが、新たに建築したり2館を統合したりした場合に発生する一過性の初期費用を単純に積み上げれば明らかに①の現状維持が安くなるのは当然。初期費用の減価償却を30年、50年、100年で考えると結果は違ってくる。将来の図書館のありかたを考えてこの問題を考えるという視点にたてば、単純に①の現状維持に結論を出すのもどうか。この(挙げられている費用の)項目の中はかなり一過性の費用が含まれている。
館長	ご指摘のとおりこの部分には新たな工夫が必要。ご意見ありがとうございます。
会長	他にご意見がなければ、議事を進めてよろしいか。では2.指定管理者制度導入についての検討について事務局。
事務局	[議事2.指定管理者制度導入についての検討について、資料3にもとづき事務局より説明]
会長	ただいまの指定管理者制度に関する資料の説明について意見交換をお願いします。
委員	何年か前の話で、職員の人件費だが、職員の残業代とアルバイトの1日の給料が同じくらいになると聞いたことがある。人件費や効率の話をするにはそこのところも教えてほしい。
事務局	この資料3①の人件費には残業代も含まれる。正規職員が残業するよりアルバイトを雇用したほうが安くなるが、職員数を減らす方向にあるので難しい。低い賃金でアルバイトを雇うことの是非を

	別とすれば、正職員の残業代よりアルバイトを雇うほうが安い。
委員	残業が必要なほど業務が多いのか。
事務局	返却された本を書架に戻す必要があり、残業なしでは特に甲西館の場合、次の日開館できない。
委員	職員の残業を減らして総コストを下げる方法があればそのほうがいいのでは。
事務局	アルバイトの方を雇えば確かに、図書館としては残業もコストも減らせるかもしれないが、色々な考え方があり、市役所全体の職員管理の中で考えなければいけないので、何ともいえない。
会長	館長は管理職としていかがか。
館長	効率だけで考えると委員さんの言われるとおりが、直営のメリットは効率だけではない。貸出に伴う思想・信条の自由の機密保持の必要性もある。また、貸出だけであれば、一部の正職員司書とパートの司書で運営している図書館もあるかもしれないが、地域との連携や、地域資料の収集・展示をするには効率面だけ考えるのは難しい。
委員	数値データは魔物。資料 3 を見ると、全国平均、滋賀県平均、指定管理者制度導入館平均を比較していて、湖南省が効率的に運営されいることがわかるが、これは直近のデータなのか。
事務局	21 年度の数値です。
委員	指定管理者制度導入自治体の人口 1 人当たり貸出冊数の平均が 5.2 人というのは、導入後何年後の数値か、導入して上がったのか下がったのかが気になる。湖南省が導入したら、上がるのか下がるのかが関心事なので、そこを推測できれば判断材料としてありがたい。気になるのは、他のデータについても言えることだが、この資料を見ると、指定管理者制度を導入すると数値が低くなると思えるが、そういう読み方でいいのかということ。
事務局	確かに平均をとっているが、本来は個別に一つ一つの自治体に当たる必要がある。指定管理者制度導入自治体の平均 5.2 冊という数値が全国平均より落ちたとみるのか、元がもっと悪かったとみるかは、実際に導入してあがった自治体もあるので、これをそのまま比較することは難しいと思う。導入の前後の比較は確かに必要だが、今回の資料ではそこまではデータをもっていないので、できていない。
委員	導入前と導入後、しかも導入して何年経過してこういう数値になっているのが気になる。
委員	この資料の「人口一人あたり図書費」の定義は、人件費や光熱水費などを含むのか。この資料をこのまま公開すると、人口 1 人当たりこれだけ高い図書費を使っているのかと違う読み方をされる可能性がある。本当は、市民 1 人当たりの図書購入費。市民に還元されるイメージと、図書経費と読まれるイメージではかなり違う。説明がないと誤解を招く可能性がある。この図書費が「図書購入費」のことであれば、そのニュアンスを出したほうが、低いほうがいいという誤解を招きにくい。さきほどの委員の意見について、いろいろな図書館のホームページを 5 館ぐらい見たが、事務局から説明があったように今までが公民館図書室のようだった館では数値をはっきりさせていない。九州・山形などではホームページでははっきりさせていない。一番公開されているのは北九州市。全国にさきがけて指定管理者制度を導入したので注目された。一部消えたが、指定管理者といっても、民間業者でどこが入るかで大きく変わる。TRC のようなプロに近い業者が入れば上がることも多いし、地元のビルメンテナンス会社などが請け負ったところは確実に下がる。それは統計資料には出てこない。プロ業者が入るか、図書に関係のないような、例えてみれば、石部文化ホールをビルメンテナンス業者が受託して、図書館もついでに請け負うというようなことが現実には

	<p>くさんある。こういう場合、ここまでは調べきれない。私も試みてギブアップした。</p> <p>ところで、この「人口 1 人あたり図書費」の「図書費」は「図書経費」か「図書購入費」かどちらの意味か。</p>
事務局	<p>「図書購入費」のこと。確かに誤解されかねないので変えたほうがいいと思う。</p>
委員	<p>資料 3①-2 の(2)の表の項目で、「総図書館費」と「図書費」とあるが、色々な経費を含めた費用が「総図書館費」と理解してよいか。「図書費」は総じて「図書購入費」のことと理解してよいか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
委員	<p>経費の問題で、指定管理者制度が導入された時と、直営とで、利用者のハード的な面、図書館から遠くに住む市民は利用しにくいなどの違いはあるか。例えば現在湖南省には移動図書館があるが、指定管理者制度が導入されると、効率が悪いので、移動図書館は減少・廃止されて悪くなったとか、同じように運行していても、改善されたのか悪くなったのかが、わかりにくい。利用者のハード面での利用しやすさと、利用者の増減という部分ではどうか。</p>
事務局	<p>それも指定管理者制度導入館を一つ一つ調べないとわからない。今回はそこまでは調べられていない。</p>
委員	<p>それがわからないと、単純に指定管理者制度を導入して良くなったか悪くなったか、比較できない。効率が悪いからという理由で、移動図書館を廃止すれば、今まで利用されていた方も利用できなくなってしまう。そこは単純に比べられない。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>今回の資料は前回の資料に比べてわかりやすいが、これは市の行革大綱が書いている客観的に精査しても「湖南省は頑張っているよ」という資料。それだけではなく、資料 2 の「図書館運営に関する検討事項」にもあるように、人と人さらに地域をつなぐことを図書館の役割とすると、やはり公共がやっていくのは、資料に「新規利用者開拓」とありますが、これが一番大切ではないか。移動図書館も従来の利用の仕方にこだわらず、新規利用者開拓に力を入れるような使い方もできるのではないか。それがまちづくり支援につながるのではないか。それからこの資料 3①-2【6】*に、「ただし、実際には図書館は個人への貸出の他にさまざまな業務を実施している。～」とあるが、こういうことがサービスとして大切なのではないか。</p>
館長	<p>数値で比較できない部分は、次回の図書館協議会に検討したい。</p>
委員	<p>公としての役割を公共でやる所以をもっと明確にする必要がある。効率とは違うところを明確にする必要がある。</p>
委員	<p>それに関して、国から地方へ指示とか法律とかはあるか。図書館は公がするほうがいいとか、するべきとかそういう通達や法律はないのか。</p>
館長	<p>法的に定められているのは、図書館に指定管理者制度を導入してもよいということだけで、導入するかどうかは自治体にまかされている。</p>
会長	<p>2008 年(平成 20 年 6 月 3 日)参議院の文教科学委員会での附帯決議として、社会教育法の一部を改正する法律案で、指定管理者制度導入による弊害についても充分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこととある。これは公民館、図書館及び博物館等社会教育施設における人材確保及びその在り方について検討するとある。これは附帯決議として上がっているが、法的には生きているのか。</p>

委員	それより後に総務省から通達が出ている。前回の図書館協議会で資料として配られた。
館長	その通達はいくまで私見ということで片山総務大臣が、大臣はいくまで図書館は公営でという立場を貫いて来られた方。経費削減だけに偏ってはいけないということで、法的な部分があるので、それは否定しませんということになった。とりあえずなじまないということに持っていきたいが、単純な数値の比較だけではだめだという委員さんのご指摘もありますので、今後も検討していきたい。
会長	附帯決議の件については、また確認してほしい。政府及び関係者は附帯決議の施行にあたって、特段に配慮すべきであるという但し文、「適切な管理運営体制の構築を目指す」とある。
委員	指定管理者制度の善し悪しについては私も悩むところだが、必ずしもいいという結論にはならないと思う。丸投げがはたして効率化につながるのか。国が色々和法律を作りながらやっているのを見ると果たして効率的かどうかは一概に結論を出せない。ただ、経費をいかに効率化をはかるかは民間の手法を入れるなど、色々工夫すべきと思う。指定管理者制度に限って言えば、かえって悪くする場面もある気がする。
会長	改革大綱で、経費の面で人員配置のことで湖南省と他の市との比較から改めてゼロベースから早期に検討されたいとあったと思うが、経費のこともそこには含まれているかもしれないが、それほどのように出していくか。(教育・文化と)他の分野と一緒にできないということを前面に出して説得力を持たせられるか。(人員配置が)必要だという説明が必要かもしれない。
館長	図書館に指定管理者制度はなじまないといっても、直営であればそこが難しいところ。議会でも1館でいいという意見や、2館必要という意見があり、分かれている。
会長	全体を通してでも結構なので他に何かご意見は。
委員	資料に、(2011年)3月に指定管理者制度の導入館へ視察に行った報告書があるが、これは初めて聞く。職員が行ったのか。
会長	事務局から説明を。
事務局	視察は図書館職員が、T社が指定管理者となっている図書館合計4市6館を視察した。
委員	指定管理者制度について色々話があがっているが、一つは大きな国の財政危機がバックにあり、その中で官庁や公務員バッシングと市場原理の導入がセットで言われ、そういう波が押し寄せている。同時に公務員自身の自己改革が求められているという国民的意見が背景にある。それが大阪でも現れていると思う。そういう意味で、指定管理者制度がどうこうというわけではなく、公務員としての自己改革も大切だし、自覚も持ってやっていると思う。今回の視察で(指定管理者制度導入館の)館長の話などを聞いて、民間の経営手法やイメージでもよいので、自分たちもここは変えないといけないとか、取り入れたいところなど、民間委託がこれだけ言われている中で、もし何か感じたことがあれば聞かせてほしい。
事務局	まとめて言えば、印象はどの図書館も良かった。費用については直営の頃とほとんど変わらない。導入前に図書館がどうだったか色々お聞きしたが、あまり評価が高い図書館とは言えなかったらしく、導入して良くなったといわれている。カウンター職員の対応も良かったので、その点は見習うべきだと思った。
事務局	決裁など手続きのスピードの速さ。利用者の要望にも早く対応できる。予算運用の柔軟さ。光熱水費など節約すれば資料費を増やせる。

	<p>カウンターでの接遇研修は、T社がスケールメリットを生かして、全国の受託館の職員に対して行っていて、高いレベルにある。接遇に関してはこちらも頑張らなければならない。</p> <p>ただし、直営の頃に評判の良かった図書館の職員が、そのまま指定管理者に雇用されて、評価の良くなかった合併相手の自治体の図書館へ赴任して評判が上がったケースもある。それを、指定管理者制度を導入して良くなったというかは疑問。</p> <p>職員数を確保できることにより、きめの細かいサービスが可能。</p>
事務局	<p>自分が行った図書館では、カウンターに職員が多く配置されていた。湖南省では平日は2人。湖南省の職員一人当たり貸出冊数が全国平均の2倍になっているのは、カウンターに人員を多く配置できないほど、職員数が減っているということ。視察先ではお昼休みの時間帯でも3~4人の職員が配置されている。それだけ充分な対応ができるので、いいサービスに人員が必要。市の方針により、その図書館は独特で、一般書のコーナーよりも児童コーナーの方が広く、資料も多い。市としてどういう図書館を作っていきたいかも明確にしておかなければいけない。</p>
会長	<p>議事3.図書館法改正に係る、湖南省図書館条例の改正について事務局から説明を</p>
事務局	<p>[資料4にそって、図書館法で定められていた図書館協議会委員について、湖南省図書館条例で第3条(図書館協議会)第3項、4項の改正と5項の追加によって定める案について説明]</p>
委員	<p>資料4の図書館法第16条の傍線部分「この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌する」とあるが、この基準はもう定められているのか。</p>
事務局	<p>現行の図書館法第15条の傍線部分のままである。</p>
委員	<p>移動図書館の石部小学校への巡回については、先生方へのアンケートを行った結果、1~3月はとりあえず運行する。移動図書館の巡回の見直しについては大きく考える。</p>
委員	<p>移動図書館で子どもの読書意欲を喚起することからは脱却する(方がよい)。移動図書館が2台あれば、学校へ行くのもいいが、1台の移動図書館をどう利用するかが大切。</p>
委員	<p>図書館の活動を多くの人に知ってもらい、足を運んでもらうために、図書館協議会として何をするか。</p>
委員	<p>市民に図書館の活動をアピールするため、図書館協議会主催で宣伝活動をしよう。</p>
委員	<p>数値には出ない、図書館の特異性が大切。職員の残業代でパートを雇えるはずなのにそうはならない。仕事の質が大切。岩根でまちづくりに参加していて、地域に色々な文化財や地域資料があることを知った。岩根探訪を企画しまちを歩いている、婦人会の16ミリフィルムも出てきた。すばらしい人もたくさんいるのに、なかなか公にならない。このままではいろいろなものが地域からなくなってしまふ。図書館に支援してほしい。</p>